

令和3年度 見守り活動助成事業実施要綱 ～赤い羽根共同募金助成事業～

1. 目 的

この要綱は、地域において、一人暮らしの方、高齢者のみの世帯等「気になる（心配）人」が増えていく中、自治会等の小地域を基盤として、住民の参加と協力により、同じ地域のなかで援護が必要な方々の生活を見守り、安心して暮らせる地域づくりを目的とする事業を実施する団体・グループに対し、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2. 実施主体

社会福祉法人 三豊市社会福祉協議会

3. 助成対象

三豊市内において実施する事業で、本要綱の目的に沿った事業であり、継続中又は始めようとしている、団体・グループに対して助成金を交付することができる。

(1) 助成事業は以下のとおりとし、いずれも自治会等小地域で活動する事業を対象とする。

① ひとり暮らし高齢者等への計画的・定期的な声かけ見守り活動（概ね週1回以上※）

※ふれあい・いきいきサロン活動や配食サービス活動等見守りが出来る機会を含めた活動を兼ねることも可。

(2) 助成対象経費は以下のとおりとする。

諸謝金、旅費交通費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、賃借料、通信運搬費、手数料、保険料、会議費、その他本会が認めるもの

※共同募金助成として認められる経費とする。

4. 助成金額

(1) 助 成 金 額 1団体・グループ 1万円～5万円の範囲内※詳細は別紙参照

(2) 助 成 総 額 40万円

5. 申込の方法

- (1) 助成金の交付を受けようとする者は、第1号様式による助成金申請書を当会窓口（本所・支所）に提出すること。
- (2) 申込期間は、令和3年4月1日から令和4年2月末日までとするが、予算がなくなり次第、申し込み受け付けを終了する。
- (3) 助成総額に達した場合、申し込み期間中であっても募集を終了する。

6. 助成の審査・決定

- (1) 助成の審査は本会で行い、新規事業を優先し、予算の範囲内で助成事業及び金額を決定する。
- (2) 福祉的効果の高い活動を優先する。
- (3) 地域における先駆的活動を優先する。

7. 対象外活動

次に掲げる経費・事業に対しては、当助成事業の対象外とする。

- (1) 団体・グループの運営経費
- (2) 営利を目的とする事業に要する経費
- (3) 他団体から助成を受ける重複事業

8. 助成金の交付

助成金は、助成金交付決定通知を行った後、決定金額を上限とし、第2号様式の請求書の提出を受けて交付する。請求書提出月の翌月25日前後に振り込み予定。

9. 事業実績報告書の提出

助成金の交付（決定）を受けた団体・グループは、第3号様式による事業実績報告書により、令和3年度の活動終了後1ヶ月以内に当会窓口（支所・本所）に提出しなければならない。

10. 助成事業の広報

- (1) 助成決定を受けた団体・グループは、事業の実施にあたり、赤い羽根共同募金の助成事業である旨を広報（周知）しなければならない。
- (2) 助成金の交付を受けた団体・グループについては、共同募金運動への参加と協力を行わなければならない。
- (3) 助成事業については、広報（しちふく等）に掲載・報告する。

別表

①基本額 10,000円

②活動者数加算

5名まで	0円
9名まで	5,000円
10名以上	10,000円

③対象者数加算

1～5名	0円
6～10名	5,000円
11～15名	8,000円
16～20名	11,000円
21～25名	14,000円
26～30名	17,000円
31名以上	20,000円

④その他の事業を実施する場合の加算

下記のいずれかの事業を一つでも実施する場合 10,000円※

※1～3を複数実施しても10,000円のための加算。

	事業の種類	事業の内容
1	広報発行事業	対象者に対し広報の発行を行うことにより、小地域で生活していくための情報を提供する。
2	互助活動事業	対象者に対し、ゴミ出しや庭木の手入れ等のちょっとした助け合いの活動を行う。
3	小地域の特色ある福祉活動事業	その他、本会は認めた小地域ならではの活動を対象者に実施する事業